

「研究の窓」(6)

ニッポン放送事件と一研究者のモラル

和田 宗久

今、ニッポン放送の買収を巡る問題が世間で盛んに取りざたされている。様々な報道を見ていると、注目は、新興のIT企業であり、近時隆盛をみているM&Aによって急激に規模を拡大させたライブドアと旧態依然のグループ体制を維持しようとするフジテレビ、そして、そうした両会社の特徴をまさに表しているかのようなトップ達の争いに集まっているようである(その後、ソフトバンク系の金融会社も絡んできたようである)。しかし、この一連の騒動が投げかけている法的な問題は多く、しかも相当根が深い。

その一つが、「会社は誰のものか?」という問題である。あるテレビで、M&Aに詳しい実務家と評される方が、この問題に関連して「会社は株主のものだから、株主の利益となるよう・・・」と言っていた。たしかに、株主は株主総会で経営者達を選ぶ議決権を持っているし、株主が持っている株式は、日々会社の経営状態の影響を受けて価値が上下しているのだから、その意味で、株主はある意味会社と運命を共にしている重大な利害関係者といってよい。だが、会社で働く従業員や会社が作る財やサービスを購入する消費者だって会社と重大な利害関係を有しているし、会社が所在する地域に住む人々や、さらには、取引所で取引されている株式を発行している会社であれば、(その株式は銀行預金や年金基金等の運用資産となっているわけだから)ほぼ全国民がその会社と利害関係を有しているといつてよい。したがって、事は単に「株主さえよければよい」というわけにはいかないはずである。

そう考えると、おそらく「会社は誰のものか?」と

いう問いの答えは、『みんなのもの』

であって、「だけど、株主は特に利害関係を有しているから、経営者を決定できる」といった大きな権限を持っている」ということになるのであろう。ただ、ここで大切なのは、決して会社は「特定の誰かのものではない」とい

うことである。したがって、株主は単に自分の利益のためだけに自らの権限を行使してはならないし、仮に株主が自分たちの利益ばかり優先させた場合は、今回の新株予約権の発行差止仮処分決定のように、裁判所によって戒められ、場合によっては矯正措置をとらされることになるのであろう(むしろ、そうでなくてはならないように思う)。大事なものは、株主のモラルである。

それにしても、株式の取得方法に「?」のつくライブドア、多くの株主を傷つけることを知りながら新株予約権の発行を決めたニッポン放送(そしてその背後にいるフジテレビ)、各社の行動にゴーサインを出した顧問弁護士たちにモラルはあったか?・・・と今回の事件はこころ辺りにも突っ込みを入れたくなる。法に明文で書いてなければ何でもやってよい!というのはビジネス上の競争ではなく、単なる子供のケンカである。

・・・といったことを考えながら、こうした問題を含めた会社法制について大学で研究する自らが、第一にモラルをもって研究に勤しまねばなるまい、と思う今日この頃である。(法学部 専任講師)

